

## 第 10 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

### 資料 10-1 公共機関その他事業者間との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	対 象 団 体
日本水道協会東北地方支部災害 時相互応援に関する協定	平成18年3月23日	仙台市（東北地方支部長） 青森市（青森県支部長） 盛岡市（岩手県支部長） 山形市（山形県支部長） 石巻地方広域水道企業団（宮城県支部長） 郡山市（福島県支部長）

## 資料 10-2 日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業者が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(連絡担当部課)

第3条 地方支部長都市及び県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 県支部長は、県内の被災事業者から応援の要請があり、県内での対応が困難と認められたとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認められたときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。

2 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告するものとする。

4 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認められたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況

- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 地方支部長都市及び県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(地方支部現地救援本部の設置)

第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

- 2 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

- 2 協議会は、地方支部長都市及び各県支部長都市の連絡担当責任者を含む必要な者で構成する。

(会員以外への協力)

第13条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常湧水等により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第16条 この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

(適用)

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。

(日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止)

- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

附 則（平成18年3月23日改定）

(適用)

この協定は、平成18年3月23日から適用する。

平成18年3月23日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長 梅原克彦

日本水道協会青森県支部長

青森市長 佐々木誠造

日本水道協会秋田県支部長

秋田市長 佐竹敬久

日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長 谷藤裕明

日本水道協会山形県支部長

山形市長 市川昭男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長 土井喜美夫

日本水道協会福島県支部長

郡山市長 原正夫